

平成23年度
全国生涯学習市町村協議会

総 会

日 時 平成23年6月24日（金）15時00分～

場 所 文部科学省（旧庁舎6階）第2講堂

全国生涯学習市町村協議会

平成23年度全国生涯学習市町村協議会総会 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 来賓あいさつ

4 議 長 選 出

5 議 事

- (1) 議案第1号 平成22年度事業報告について
- (2) 議案第2号 平成22年度歳入歳出決算について
監査報告
- (3) 議案第3号 平成23年度事業計画(案)について
- (4) 議案第4号 平成23年度歳入歳出予算(案)について
- (5) 議案第5号 全国生涯学習市町村協議会会則の改正(案)について
- (6) 議案第6号 役員を選任(案)について
- (7) そ の 他

6 閉 会

(休 憩)

【文部科学省講演】

テーマ「生涯学習政策の動向」

講 師：板 東 久美子 氏（ 文部科学省 生涯学習政策局長 ）

【基 調 講 演】

テーマ「震災からの復旧・復興における社会教育の役割」

講 師：山 田 道 夫 氏（ 東京工業大学 事務局長 ）

【 文部科学省との意見交換会 】（平成23年度協議会事業）

災害等における生涯学習・社会教育の役割や取り組みへの課題について
その他文部科学省への意見・要望等について

議案第1号

平成22年度事業報告について

平成22年度事業について、次のとおり報告する。

1 会議関係

(1) 役員会

日時：平成22年7月2日（金）13時00分から
会場：東京ガーデンパレス 2階（高千穂の間）
内容：総会議事について

(2) 総会

日時：平成22年7月2日（金）14時00分から
会場：東京ガーデンパレス 3階（平安の間）
内容：1 平成21年度事業報告及び歳入歳出決算の承認について
2 役員を選任について
3 平成22年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)の承認について
4 その他

(3) 臨時役員会

日時：平成23年1月19日（水）18時00分から
会場：文部科学省2階会議室
内容：役員を選任について

2 研修会の実施

全国生涯学習市町村協議会研修会等補助金交付の実施

- (1) 岩手県軽米町 「軽米町生涯学習 みんなでまちづくり研修」
平成23年2月18日（金）～3月4日（金）（5回）
- (2) 栃木県大田原市 「第20回生涯学習フォーラム」
平成22年11月13日（土）
- (3) 栃木県さくら市 「かきねを越えるまちづくり推進事業」
平成23年2月13日（日）
- (4) 福岡県宇美町 「ふみの里まなびの森フェスタ」
平成22年11月21日（日）
- (5) 鹿児島県薩摩川内市 「薩摩川内市生涯学習フェスティバル」
平成23年2月27日（日）
- (6) 鹿児島県鹿児島市 「第19回生涯学習フェスティバル」
平成23年2月4日（金）～2月5日（土）

3 情報誌「生涯学習レター」の発行

- A4判 8ページ
- 会員市町村の事業紹介や協議会からのお知らせを掲載

4 ホームページの管理・更新等

- 会員市町村からの情報提供
- 協議会からのお知らせ等

5 その他

- 全国生涯学習市町村協議会フォーラム「『空き』活用とまちづくり～廃校の利活用を考える」開催

日時 平成22年12月14日（火）

場所 千葉県松戸市（聖徳大学生涯学習社会貢献センター）

参加者 会員市町村長、市町村職員、社会教育団体、まちづくりボランティア、教育施設関連企業 等

内容 事前勉強会「まちづくり事例研究・自由討論」

① 講義「全国の先進事例に学ぶ生涯学習まちづくり」

② 分散会「まちづくりの現状と課題について考える」

聖徳大学生涯学習研究所長 福留 強 氏

基調提言 「地域の活性化と廃校の効果的な活用について」

文科省文教施設企画部施設助成課長補佐 杉浦健太郎氏

聖徳大学生涯学習研究所長 福留 強 氏

事例研究 「わがまちの廃校活用に関する現状と課題」

① 栃木県矢板市「3校同時廃校に伴う施設の有効活用について」

② 広島県尾道市NPO法人生涯学習サポートセンター「廃校を利用して」

③ 栃木県那須塩原市「自然体験施設『田舎ランド』」

④ 和歌山県田辺市「田辺市における廃校活用の現状と課題について」

その他 フォーラム開催に合わせ協議会加入促進用チラシを作成し参加者に配布

- 文部科学省幹部職員との懇談会の開催

日時 平成23年1月19日（水）15時00分～

場所 東京都千代田区（文部科学省2階会議室）

出席者 岡部正英会長（佐野市長）ほか14名

内容 別添のとおり

- 京都府亀岡市「第10回生涯学習賞」贈呈式・受賞記念講演 出席

日時 平成23年2月13日（日）13時20分～

場所 京都府亀岡市「ガレリアかめおか大広間」

出席者 岡部正英会長（佐野市長）

議案第2号

平成22年度歳入歳出決算について

平成22年度歳入歳出決算について次のとおり承認を求める。

歳入決算額	4,461,948円
歳出決算額	3,519,406円
歳入歳出差引額	942,542円

歳入

(単位：円)

科目	予算額 A	決算額 B	比較増減 B-A	説明
1 会費	3,180,000	3,150,000	△30,000	30,000円×105団体
2 繰越金	1,144,509	1,144,509	0	
3 雑収入	0	167,439	167,439	預金利子、講師謝礼返戻金等
合計	4,324,509	4,461,948	137,439	

歳出

(単位：円)


科目	予算額 A	決算額 B	比較増減 A-B	説明
1 会議費	1,000,000	719,782	280,218	総会費用等
2 研修会費	2,000,000	1,363,000	637,000	岩手県軽米町、栃木県大田原市、栃木県さくら市、福岡県宇美町、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県鹿児島市の6市町で補助事業を実施
3 事業費	0	799,210	△799,210	全国生涯学習市町村協議会フォーラム
4 手数料	10,000	4,725	5,275	振込手数料
5 事務費	1,200,000	632,689	567,311	生涯学習レター印刷費・郵便代・HP維持管理費・事務用品費等
6 予備費	114,509	0	114,509	
合計	4,324,509	3,519,406	805,103	

* 歳入歳出差引残金942,542円は、翌年度へ繰り越します。

監査報告書

平成22年度全国生涯学習市町村協議会歳入歳出決算について、帳簿、領収書及び預金通帳等を審査した結果、歳入歳出いずれも適正に執行されていたことを認めます。

平成23年6月24日

大空町長
監事 山下英二 

春日市役所
監事 朝川 毅 

議案第3号

平成23年度事業計画（案）について

全国生涯学習市町村協議会活動の円滑な推進を図るため、平成23年度において、次の事業を行うものとする。

1 会議関係

(1) 役員会

日時：平成23年6月24日（金）14時00分～

会場：文部科学省（9階 生涯学習政策局会議室）

(2) 総会

日時：平成23年6月24日（金）15時00分～

会場：文部科学省（旧庁舎6階 第2講堂）

2 研修会の実施

全国生涯学習市町村協議会研修会等補助金交付の実施（全国8箇所を予定）

3 広報活動

(1) 情報交流誌「生涯学習レター」の発行（年1回を予定）

(2) ホームページによる広報（事業内容等紹介）

(3) 会員向け各種情報の提供

4 その他

(1) 生涯学習フォーラムの開催

（ブロック別に全国数か所を予定、テーマ：空き教室・空き店舗活用、克災都市等）

(2) 情報交換会の開催

(3) その他本会の目的達成に必要な事業の実施

議案第4号

平成23年度歳入歳出予算（案）について

平成23年度歳入歳出予算について次のとおり承認を求める。

歳入予算総額	3, 853, 000円
歳出予算総額	3, 853, 000円
歳入歳出差引額	0円

歳入

(単位：円)

科目	予算額 A	前年度 予算額 B	比較増減 A-B	説明
1 会費	2,910,000	3,180,000	△270,000	30,000円×97団体
2 繰越金	942,542	1,144,509	△201,967	前年度より
3 雑収入	458	0	458	預金利子等
合計	3,853,000	4,324,509	△471,509	

歳出

(単位：円)

科目	予算額 A	前年度 予算額 B	比較増減 A-B	説明
1 会議費	100,000	1,000,000	△900,000	役員会・総会（基調講演を含む）費用等
2 研修会費	2,000,000	2,000,000	0	全国8箇所（25万円×8）を予定
3 事業費	600,000	0	600,000	生涯学習フォーラム
4 手数料	10,000	10,000	0	振込手数料等
5 事務費	1,000,000	1,200,000	△200,000	生涯学習レター印刷費・郵便代・HP維持管理費・事務用品費等
6 予備費	143,000	114,509	28,491	
合計	3,853,000	4,324,509	△471,509	

* 歳入歳出差引残金なし。ただし、科目間の流用を認めるものとする。

議案第 5 号

全国生涯学習市町村協議会会則の改正（案）について

全国生涯学習市町村協議会会則の一部改正について次のとおり承認を求める。

全国生涯学習市町村協議会会則第 5 条を次のとおり改正する。

（会費）

第 5 条 会員は、年額 30,000 円の会費を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、大規模災害からの復興その他の理由により、会費の納入が著しく困難となった場合、申請により会費の納入を減免することができる。

（附則）

1 この会則は、平成 23 年 6 月 24 日から施行し、平成 23 年度納入分の会費から適用する。

【提案の理由】

3 月 11 日に発生した「東日本大震災」により被災した市町村や、今後における大規模災害での被災を想定して、大規模な被害を受けた市町村を対象に、その復興と生涯学習活動の再開の一助とするために、会費負担が可能となるまでの当面の間、本協議会の会費を減免することを目的として、会則を改正するものである。

議案第6号

役員を選任（案）について

平成23年度新役員を選任について、次のとおり承認を求める。

全国生涯学習市町村協議会 役員一覧（案）

（敬称略）

役職名	市 町 村 長 名
会 長	北海道本別町長 高 橋 正 夫
副会長 3 名	北海道稚内市長 工 藤 広
	佐賀県多久市長 横 尾 俊 彦
	愛媛県新居浜市長 佐々木 龍
理 事 17名	青森県階上町長 浜 谷 豊 美
	岩手県軽米町長 山 本 賢 一
	岩手県金ヶ崎町長 高 橋 由 一
	山形県天童市長 山 本 信 治
	栃木県佐野市長 岡 部 正 英
	栃木県栃木市長 鈴 木 俊 美
	栃木県矢板市長 遠 藤 忠
	埼玉県八潮市長 多 田 重 美
	埼玉県春日部市長 石 川 良 三
	埼玉県松伏町長 會 田 重 雄
	長野県茅野市長 柳 平 千 代 一
	京都府亀岡市長 栗 山 正 隆
	広島県東広島市長 藏 田 義 雄
	福岡県筑後市長 中 村 征 一
	福岡県宇美町長 安 川 博
	鹿児島県霧島市長 前 田 終 止
	鹿児島県志布志市長 本 田 修 一
監 事 2 名	北海道大空町長 山 下 英 二
	鹿児島県奄美市長 朝 山 毅

任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日（2年）（会則第9条第1項の規定による）

資料 1

平成 23 年度当初 会員市町村

<< 順不同 >>

北海道	千歳市・士別市・稚内市・上士幌町・大空町・本別町・浦河町
青森県	階上町
岩手県	大船渡市・葛巻町・軽米町・金ヶ崎町
宮城県	七ヶ浜町・大崎市
秋田県	秋田市
山形県	天童市・朝日町
福島県	南相馬市・須賀川市・三島町・富岡町・昭和村
茨城県	阿見町
栃木県	佐野市・大田原市・宇都宮市・栃木市・さくら市・矢板市
群馬県	高崎市
埼玉県	八潮市・所沢市・春日部市・川島町・松伏町
千葉県	四街道市・市原市・成田市
富山県	富山市・上市町
石川県	金沢市・内灘町
福井県	大野市
山梨県	南アルプス市・山梨市・韮崎市
長野県	茅野市・東御市・箕輪町・泰阜村
岐阜県	岐阜市・高山市・七宗町・白川町
静岡県	御殿場市・掛川市
愛知県	安城市・知立市・吉良町
三重県	伊勢市・名張市・桑名市・熊野市
滋賀県	大津市・米原市
京都府	亀岡市
大阪府	枚方市
和歌山県	すさみ町・有田川町
鳥取県	日南町
島根県	松江市・益田市
岡山県	井原市・新見市・里庄町・浅口市
広島県	東広島市
愛媛県	新居浜市
福岡県	筑後市・柳川市・宇美町・岡垣町・芦屋町・須恵町
佐賀県	多久市・武雄市
長崎県	佐世保市・平戸市
鹿児島県	奄美市・薩摩川内市・鹿児島市・湧水町・始良町・知名町・霧島市・志布志市
沖縄県	那覇市
以上	97 市町村

資料 2

全国生涯学習市町村協議会 顧問・世話人

(敬 称 略)

役職名	市 町 村 長 名
顧 問	秋田県秋田市長 穂 積 志
	栃木県宇都宮市長 佐 藤 榮 一
	群馬県高崎市長 富 岡 賢 治
	富山県富山市長 森 雅 志
	石川県金沢市長 山 野 之 義
	岐阜県岐阜市長 細 江 茂 光
	滋賀県大津市長 目 片 信
	島根県松江市長 松 浦 正 敬
	鹿児島県鹿児島市長 森 博 幸
	沖縄県那覇市長 翁 長 雄 志
世話人	聖徳大学教授 福 留 強

資料 3

全国生涯学習市町村協議会 会則

(平成 23 年 6 月 24 日 改正後)

(名称)

第 1 条 この会は、全国生涯学習市町村協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第 2 条 本会は、本会に参加する市町村長が、行政における生涯学習の政策研究及び情報交換を行い、並びに会員相互の連携を図ることにより、総合的な生涯学習の政策を推進し、もって住民が主役の生涯学習行政の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 行政における生涯学習の政策研究及びこれに関連する課題等の研究
- (2) 行政における生涯学習の政策に関し、国、県、市町村等への提言
- (3) 会員相互の交流、支援、連携等を図るための活動
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第 4 条 本会の会員は、第 2 条の目的に賛同する市町村長をもってその会員とする。

(会費)

第 5 条 会員は、年額 30,000 円の会費を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、大規模災害からの復興その他の理由により、会費の納入が著しく困難となった場合、申請により会費の納入を減免することができる。

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20 人以上 25 人以内（うち、会長 1 人及び副会長若干人）
- (2) 監事 2 人

(役員を選任)

第 7 条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長及び副会長を定める。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることが出来ない。

(役員職務)

第 8 条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 副会長は、会長を補佐して、本会の会務を掌理する。

4 理事は、会務を執行する。

(役員任期)

第 9 条 本会の役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(顧問)

第 10 条 本会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員のうち、都道府県庁所在地及び政令指定都市又はこれらに準ずる市町村長とする。
- 3 顧問は、役員会の求めに応じて、助言を行う。

(世話人)

第11条 本会には、世話人を置くことができる。

- 2 世話人は、学識経験者、行政代表者及び会長が適当と認める者とする。
- 3 世話人は、会長の求めに応じて、本会の運営及び組織一般に関することについて、助言を行うことができる。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の事務は、会長が属する市町村の職員が行う。

(役員会の招集等)

第13条 役員会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、会長は、臨時役員会を招集する。

- 2 役員会の議長は、会長とする。

(役員会の定足数等)

第14条 役員会は、役員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第15条 総会は、第4条の会員をもって組織する。

(総会の招集等)

第16条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、会長が招集する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること
- (2) 役員を選任に関すること
- (3) 事業計画及び収支予算の決定に関すること
- (4) 事業報告及び収支決算の承認に関すること
- (5) 会長からの提案に基づく役員会の所掌事項
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

(総会の定足数等)

第19条 総会は、会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第20条 本会の経費は、会費、寄付金等をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この会則は、平成11年11月11日から施行する。

2 本会の設立当初の事業年度は、第20条第2項の規定にかかわらず、平成11年11月11日から平成12年3月31日までとする。

附 則

1 この会則は、平成14年5月29日から施行する。

2 この会則改正後の第9条の規定は、この規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

1 この会則は、平成23年6月24日から施行し、平成23年度納入分の会費から適用する。

資料 4

全国生涯学習市町村協議会研修会等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国生涯学習市町村協議会に加入する市町村が実施する研修会等（以下「補助事業」という。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(市町村の責務)

第2条 補助金を受け補助事業を行う市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付の目的に従って誠実に実施するよう努めなければならない。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施する経費のうち、別表に定める経費とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2以内とし、毎年度予算の範囲内において会長が定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式1号）を期限までに、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに申請者に対し、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 会長は、前項の審査等の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに当該申請者に対してその旨を、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（会長が定める軽易な変更を除く。）、中止又は廃止する場合においては、補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により会長の承認を受けること。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、会長が定めるところにより、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書（様式第6号）を、次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書
- (3) 支払いを証する書類の写し
- (4) 会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条第1項の規定により実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等

により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

（是正のための措置）

第10条 会長は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとることを当該補助事業者に対して命ずることができる。

（補助金の交付時期）

第11条 補助金は、第9条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 会長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は会長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第9条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金等の返還）

第13条 会長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を補助金返還命令書（様式第11号）により命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成14年5月29日から施行する。

表（第3条関係）

補助対象経費	
区分	内容
報償費	講師謝礼金、講演料等
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット、参加申込書の印刷等
使用料及び賃借料	会場借上げ、設備賃借等

